

電気工事士免状交付事務に関する委託契約書

沖縄県知事 ○○○○○(以下「甲」という。)と○○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により、免状交付事務に関する委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条に基づく電気工事士免状(以下「免状」という。)の交付事務(以下「委託事務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託期間等)

第2条 委託の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 甲は、委託事務の実施に要する費用として、○○○○○円(内、取引に係る消費税及び地方消費税○○○○○円)を委託料として乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、○○,○○○円とする。(ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号の規定に該当する場合は免除とする。)

(免状の種類)

第5条 甲の委託により乙が作成する免状の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第一種電気工事士免状
- (2) 第二種電気工事士免状

(委託事務の内容)

第6条 委託事務の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 免状の交付申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること
- (2) 免状の再交付申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること
- (3) 免状の書換え申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること
- (4) 免状の作成及び送付に関すること

(5) 前号に係る免状台帳の作成、保管及び整理に関すること

(6) その他前各号に掲げる事務に関連すること

2 前項の委託事務の実施方法については、仕様書に定めるとおりとする。

(委託事務を処理する場所)

第7条 委託事務を処理する場所は、〇〇〇〇〇とする。

ただし、免状の交付申請書の配布及び指導は各〇〇支店・支部においても行うことができるものとする。

(成果報告書等の提出)

第8条 乙は、委託業務がすべて終了したときは、直ちに電気工事士免状交付事務委託成果報告書(様式第1。以下「成果報告書」という。)を、甲へ提出するものとする。

また、乙は、四半期終了ごとに、翌月の乙の業務開始日から 20 日以内に、電気工事士免状交付申請処理報告書(様式第2。以下「処理報告書」という。)を、甲へ提出するものとする。

(検査)

第9条 甲は、乙から成果報告書を受理したときは、遅滞なく検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、補正を命じられた場合には、甲が指定する期間内に補正を行い、検査を受けなければならない。前項の通知は、補正後の検査に準用する。

(委託料の請求)

第 10 条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、当該期間の事務実施に係る電気工事士免状交付事務委託料請求書(様式第 3。以下「請求書」という。)を甲に提出するものとする。

(委託料の支払時期等)

第 11 条 甲は、前条の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(委託事務処理上の調査等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、随時、乙に対し委託事務の進行状況等の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を与えることができる。

2 乙は、事故等の発生により、委託事務の遂行に支障が生じると認めるときは、速やかに事由を付して甲に報告しなければならない。

(守秘義務等)

第 13 条 乙は、この契約の履行に当たっては、この契約書の定めるところに従い、誠実に実施し、この委託事務に関して知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。

2 乙は、この契約の履行に用いた関係資料及び帳票等を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸し出してはならない。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 乙は、この委託事務に係る関係資料及び帳票等を他の用途に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第 16 条 乙は、委託事務の全部又は一部の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約に基づく義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認めるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じる場合であっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害の賠償等)

第 18 条 乙は、前条第 1 項の規定により契約を解除されたときは、甲に与えた損害又は業務の支障に対し、甲の指示に従い速やかに損害の賠償又は修復の措置をとるものとする。

(契約の変更)

第 19 条 甲は、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することができるものとする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(暴力団排除に係る契約解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をせず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(再受任者等に関する契約解除)

第 22 条 乙は、この契約に関する再受任者等(再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、前条各号のいずれかに該当するに該当することが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が排除対象者であることを知りながら契約したとき、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等と

の契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 23 条 乙は、この契約に関して、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 24 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 25 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておくなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 26 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(疑義の解決)

第 27 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合には、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 ○○○○

乙 ○○○○○

○○○○○

○○○○○

別記（第15条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った

場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注)1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

沖縄県知事 殿

名称
代表者

電気工事士免状交付事務委託成果報告書

標記委託事務の成果について、契約書第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 免状作成状況

第一種電気工事士

区分	新規交付	再交付	書換え	合計
処理件数	件	件	件	件
受付証紙金額	円	円	円	円

第二種電気工事士

区分	新規交付	再交付	書換え	合計
処理件数	件	件	件	件
受付証紙金額	円	円	円	円

3. 添付書類

- (1) 各種の免状交付台帳の写し
- (2) 各種の免状写真台帳の写し
- (3) 電子台帳
- (4) その他、免状交付事務に必要な書類等
- (5) 電気工事士交付申請書

様式第2(契約書第9条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

名称
代表者

電気工事士免状交付申請処理報告書(年度第 四半期)

標記委託事務の処理実績について、契約書第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 免状申請処理状況
第一種電気工事士

区分		新規交付	再交付	書換え	合計
処理件数		件	件	件	件
受付証紙 金額	本期分	円	円	円	円
	年度累計	円	円	円	円

第二種電気工事士

区分		新規交付	再交付	書換え	合計
処理件数		件	件	件	件
受付証紙 金額	本期分	円	円	円	円
	年度累計	円	円	円	円

3. 添付書類

- (1) 各種の免状交付台帳の写し
- (2) その他、免状交付事務に必要な書類等

